

第 65 回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 平成 29 年 5 月 23 日 (火)
14 時 00 分から 17 時 00 分まで
- 2 場 所 神戸市教育会館 2 階 203 号室
- 3 出席者 部会長 山下 淳
委員 岡 絵理子
委員 片山 朋子
委員 小村崎 栄一
委員 住友 聡一
委員 森津 秀夫
- 4 審議案件
(1) 法第 9 条第 1 項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告の要否について
 - ① コストコホールセール尼崎倉庫店
 - ② スーパーセンタートライアル武庫川店
- 5 審議の概要 別紙のとおり

議案 1：コストコホールセール尼崎倉庫店

審 議 の 概 要

事務局から法第 8 条第 4 項の規定による県の意見と設置者からの通知の内容等について説明した後、審議を行った。

委 員：県の意見の通知を受けてから、それに対する対応を設置者が届け出る際に期限があるのか。

事務局：設置者が対応を通知及び届出する際の期限はない。

委 員：県の意見として、ガソリンスタンド（以下「GS」という。）の計画を示すこと、と通知しているので、ある程度期間を要したとしても、その計画を提示するのが筋ではないか。県の意見を見無視すると正面から言っているのと同義である。仮に、大規模小売店舗の出店計画について、店舗内容が未確定のため、白紙のような計画概要での届出が提出された場合、「周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす」ことが証明できないため、勧告できないと言っているのと同義である。その場合、設置者は案を示さないまま計画を進められることになり、不条理である。

事務局：店舗新設の際には、店舗面積や出入口の位置など、法の届出事項について示すことなく届出を提出することはできない。

委 員：法で義務付けられている届出事項は、ごく限られた項目のみである。計画施設内のレイアウト等は、白紙の状態でも構わないということになれば、他の設置者も同様の方法を取るのではないか。（著しい悪影響を及ぼすことを）「証明できない」という部分を慎重に捉えすぎていると考える。設置者に法 14 条の報告を求めるということであるが、これで本来法手続の対象とはならないGSの計画について協議することを担保

できるのか。勧告しないということになれば本届出についての手続は終了するため、協議をしなくても駐車場の収容台数を変更することができてしまう。

事務局 : GSについては法の対象外であるが、直近の出入口⑤において、車両の円滑な入出庫が可能かどうかは、周辺的生活環境に与える影響という観点から、法の配慮すべき事項として、審議することは可能である。

委員 : 届出が必要なのは、駐車場出入口の位置を変更する場合であり、変更がない場合は、届出は不要なのではないか。

事務局 : 出入口の変更がなければ届出は必要ないが、円滑な入出庫を阻害しないための措置が取られているかどうか、協議の段階で法に基づく報告を求めるものである。

委員 : 円滑な入出庫が可能であると報告すれば、その報告内容で実際に円滑な入出庫が可能かどうかを審議する機会もないということか。

事務局 : 報告の内容は審議の対象ではない。

委員 : この通知に対する勧告を見送ると、県から意見を出されたとしても、白紙の計画を出せば勧告を受けずに終わることができるかと捉えられる。

事務局 : GS自体は店舗面積に含まれず、法の届出の必要がない施設であるが、事務局が配慮を求めているのは、出入口⑤の位置についてであり、その円滑性等について、報告を求めようとしている。また、法 19 条には、法 14 条の報告について虚偽の報告をした者に対する罰則規定もあるので、周辺的生活環境への影響へ一定の配慮は担保されていると考える。

委員 : GSと店舗との出入口が共用されないのであればよいが、出入口及び車路がGSと共用される計画であるのに、それに対して修正させることができない。本来なら、GSの計画を示すように勧告するのが素直な形で

あると思う。

事務局 : 「著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難である」ことを認める場合に勧告することができるとなっているが、今の段階ではそれが判断できないため、法 14 条の報告を求めている。設置者もGSの計画について協議すると言っている。

委員 : 協議を行うことへの念押しのために、報告を求める旨も留意事項に明記しておいたほうがいいのではないか。

事務局 : 勧告についての通知と報告の徴収とは、それぞれ別の手続になるので、勧告についての通知と同日付けで、報告を求める予定としている。

委員 : 勧告の要否の判断について、もう少し議論が必要である。2月の審議会では、出入口の混雑・渋滞等により悪影響を及ぼす可能性が極めて高いとの判断から意見ありとして通知している。著しい影響を及ぼすことを回避できないことが確実になければ本当に勧告ができないのだろうか。

事務局 : 2月の審議会では、周辺生活環境に影響を及ぼす可能性が懸念されるので、県として意見ありとして通知した。設置者の社内的にも、GSの設置は既決事項になっていない状況であり、著しい影響を及ぼすことを回避できないかどうかについては判断ができない。

委員 : 懸念はあるが、懸念でしかないため、勧告はしないということか。

事務局 : そのとおりである。懸念を払拭するために法 14 条の報告を求めようとしている。

委員 : 報告を求めた後の対応はどうなるのか。

事務局 : まずは事務局と協議することになる。場合によっては、審議会で報告を行い、意見を伺う可能性もある。

委員 : GSの取扱いについて、経済産業省が「店舗ではない」と示しているの

か。

事務局 : 経済産業省が出している解説の質問及び回答集の中で、「店舗面積に含まれない」と示されている。

委員 : 店舗面積に含めるべきだということではなく、GSも店舗と一体の施設ではないのか、ということである。

事務局 : GSは店舗敷地の中に計画されており、その設置により敷地内のレイアウト等にも影響を及ぼすことが考えられるので、設置者に配慮を求めなければならない事項である。また、GSの設置に伴い、駐車場の出入口の位置及び数が変更される場合、届出が必要になる。

委員 : 店舗敷地にGS専用の出入口を設けるとなると、変更の届出は必要になるのか。

事務局 : GSにのみ出入りをするものであるならば、変更の届出は必要ない。

委員 : 店舗敷地の一角を切り出した場合は、敷地面積が変わってくると思うが、その際には届出は必要ではないのか。

事務局 : 敷地面積の増減については届出の対象ではない。

委員 : 店舗敷地の中で、駐車場のどの部分をGSに使うかを変更するというのは、駐車場の位置の変更にならないのか。

事務局 : 変更にはならない。

委員 : GSの車路については、別途確保及び区画して設けるのか。

事務局 : 敷地内で確保すると聞いている。

委員 : GSから店舗の駐車場への通行ができない場合は、どうなるのか。敷地の変更になるのか。

事務局 : 敷地に関しては法に規定がないため、変更にならない。

委員 : GSの設置自体が決定していないということであれば、そもそも届出の時

期が不適切であると、設置者に伝えるべきである。

事務局 : 事務局からも再三、設置者に伝えたが、そもそもの届出内容は駐車場の台数の減少であり、駐車場の収容台数を減ずるという方針は決まっているので、手続きを進めたいという意向であった。

委員 : 審議に時間を割いているだけでなく、住民に対しても失礼である。周辺住民から、道路の渋滞等に関する意見が提出されていたはずである。

事務局 : 状況が整理されてから意見に対する通知や届出を提出するように設置者には指導したが、それでも通知すると、手続きを進められた場合は、拒否ができない。

委員 : 内容が何も示されない状況では、審議する意味がない。

事務局 : 勧告をすることが困難だと思われる状況で、法に基づく手続きを求める方法として、法 14 条の報告を提案している。

委員 : 事務局からは、勧告の要否について法 9 条の「著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認める」場合でなければ勧告することはできず、本案件の場合、その要件を満たすかどうか判断できない状況であるため、勧告するのは困難であるという説明であった。これに対し、審議会としては、勧告することもやぶさかではないと考えるが、法の条文から考えれば困難であるとも考えられる。

委員 : 審議会で、悪影響を及ぼすことを立証するのは困難であるが、低価格のガソリンが販売されれば、混雑は避けられないと考える。困難かもしれないが、勧告をしたほうがよいと考えている。

事務局 : 12 月の審議後、事務局が現地で調査を行い、出入口の状況や、レジ客数等から考察をした結果、駐車場の収容台数を減ずることは可能であると判断した。ただし、特異日については混雑が予想されるため、今回も留

意事項で対応を求めている。それに加え、2月の審議会では、参考情報として既存店舗の実績から、GSのみの利用目的の車両はそれほど大きく増加しないだろうという見込みを示した。

委員：その経緯は把握しているが、勧告するために「周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす」ことを本当に立証しなければいけないのか。

委員：勧告する側が「周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす」と判断するための客観的な材料が必要だろう。

委員：計画が示されていないが、現状にGSの需要を上乗せすると渋滞が発生するのは当然である、という内容でも根拠になるのではないか。

委員：その内容が著しい悪影響を与えるものだと判断できるかどうかである。

委員：設置者は、自らにとって不利な判断をされたくないのであれば、著しい悪影響を与えるものではないことを示すべきである。

事務局：条文に合致するような悪影響を与えるものとは言えないのではないかと考えている。

委員：GSが会員でなければ利用できないとしても、どれくらいの来客があれば、GSの採算がとれるのかは設置者が計算しているはずである。今より明らかに来客車数は増えることになると思われる。

委員：来客車数がどれくらい増えるかという予測を元に、この場で審議すべきである。

事務局：法14条の報告が提出されれば出入口⑤の安全性・円滑性について、事務局で確認し、必要であればこの場で報告する。報告内容について周辺生活環境への影響に対する懸念があれば、更に報告を求めることは可能である。

委員：報告の内容に対しては、せいぜい指導ができる程度だろう。留意事項と

勧告の中間的なものはないのか。

事務局 : 留意事項の前に何か「ただし、～遺憾である。」等の文章を入れるのはどうか。

委員 : 今回は、法制度が想定していない状況となってしまうている。今後のためにも文書で示しておかなければならないと考える。

委員 : 制度の隙間を突いた、悪質な事例である。このような設置者に対する対応も今後考えていかなければならないだろう。

委員 : 設置者が情報を提出しない中で、著しい悪影響を及ぼす懸念がある場合は、勧告せざるを得ないのではないかと考える。周辺生活環境への影響について懸念があるため意見ありの通知をしたが、その懸念を払拭する対応を設置者が示していないため、周辺生活環境への影響の可能性があると判断になるのではないか。

事務局 : 前面道路の状況を考慮すると、著しく悪影響を及ぼすとまでは断言できない。設置者には報告を求め、留意事項でも対応を求めるのはどうか。

委員 : 法的に勧告する理屈は立つかもしれないが、審議会としてどうするか。
勧告しないとして、留意事項の前に、本事例の悪質性を明記した上で通知を行う必要があると考える。

委員 : 過去に勧告を行った事例はあるのか。

事務局 : 兵庫県内では勧告した事例はない。全国でも法施行以降、勧告事例は3件だけである。

委員 : 過去の事例では「勧告は行わない」の一文のみで通知していたのか。

事務局 : 留意事項を付記したものについては確認している。勧告の有無に加え、留意事項に背景及び対応が必要な事項を記載し、同時に報告を求めるといふことでいかがか。

委員：意見ありの通知を行う際には、理由を付記していると思うが、「勧告は行わない」の続きに、背景を詳述することはできるのではないか。

委員：留意事項ではなく、勧告の有無の判断の経緯等を追記するということである。

委員：留意事項についても、設置者が法8条7項の通知として提出した対応内容を明記すべきではないか。

事務局：そのように追記する。

委員：(各委員に諮った上で) 原案どおり勧告は行わないものとし、勧告の有無・留意事項について文言追加するものとする。

【審議結果：法第9条第1項の規定による県の勧告の要否（案）】

勧告は行わない。

ただし、平成29年2月8日付けで県が通知した意見に対し、現時点でガソリンスタンドの設置について決定していないことをもって、駐車場出入口における安全かつ円滑な入出庫や公道への影響等に関し、何ら対応を示さなかったことについては、甚だ遺憾である。

次の留意事項を付記する。

1 平成29年4月7日付けで設置者から通知のあった以下の内容について遵守すること。

・設計時の留意事項（①駐車場出入口における安全かつ円滑な入出庫、滞留の防止、②車両が円滑に通行できる場内車路の確保等）

・運用における配慮事項（誘導員の適切な配置等）

2 ガソリンスタンドの設置計画案について、計画が決定する前に確実に協議を行うこと。

- 3 繁忙時において駐車場が不足することのないよう必要な対策を講じること。
- 4 周辺道路の混雑や駐車場が不足するなど問題が生じたときには、関係機関と協議のうえ、適切な対策を講じること。
- 5 繁忙時ほか、必要に応じて駐車場出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な入出庫を図ること。

※ 下線部は修正・追加箇所

議案2：スーパーセンタートライアル武庫川店

審 議 の 概 要

事務局から法第8条第4項の規定による県の意見と設置者の対応の概要、騒音の発生に係る事項等について説明した後、審議を行った。

委員：夜間の騒音発生はないとなっているが、冷凍室外機やキュービクルなどは夜間も騒音が発生するのではないか。

事務局：24時間営業の店舗なので夜間の騒音発生はあるが、今回の変更に関する夜間の騒音発生はないため、夜間に係る騒音予測は行っていない。

委員：了解した。設置した遮音壁の効果によって、荷さばき施設に近接する予測地点Cにおいて環境基準を満足している。その他すべての地点で予測値が環境基準以下となっており、騒音に関しては問題ないと考えられる。

委員：意見に従っている部分に関しては問題ない。外売場があるが、これが来店者の店舗への出入りを妨げていないか。

事務局：図面に表記している点字ブロックの正面が店舗の出入口になっているため、外売場があることで店舗に入れないということはない。

委員：車椅子利用者が通りにくくなっていないか。

事務局：設置者に外売場の位置を確認し、車椅子利用者も含め、来店者の通行の妨げにならないよう配慮を求める。

委員：施設の配置上、やむを得ないと思うが、搬入車両が駐車場出入口から右折入庫・右折出庫する。また、入庫時は、転回時に屋上駐車場への車路を使うことになっている。荷さばき時の誘導員の配置に関する留意事項において、道路側と車路側に配置と書く方がよいのではないか。

事務局 : ご指摘の内容については、今回の変更でこのようになったわけではなく、以前からこの状態で運用されているが、留意事項に文言を追記したい。

委員 : 留意事項の3に関して、「地域を構成する一員」という表現は留意事項でよく用いられているのか。

事務局 : そういうわけではない。今回の店舗については、前回の変更の届出時に、地元の自治会から意見の提出があった。その際、荷さばき以外の通常の店舗運営についても多くの苦情・要望があったことを踏まえ、地域の構成員としての自覚を持っていただきたいという思いを込めて、今回はこのような表現を用いている。

委員 : (各委員に諮った上で) 原案どおり勧告は行わないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果：法第9条第1項の規定による県の勧告の要否（案）】

勧告は行わない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 荷さばき作業を行う場合は、搬入車両の出入口、転回場所となる車路等に誘導員を配置し、来店客及び歩行者の安全確保に努めること。
- 2 道路上で荷下ろし等の作業を行わないよう納入業者に周知徹底するとともに、そうした状況を発見した場合は、従業員等が注意喚起を行うなど、適切な対応を行うこと。
- 3 今後も地域を構成する一員として、周辺住環境の維持保全のため、適切な店舗運営に努めること。

※下線部は修正箇所